経営診断支援事業助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

令和６年９月２５日改正

(目　　的)

第１条　 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。)が実施する経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業(以下「本事業」という。)の活用を促進するための助成金(以下「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第２条 助成対象は、鳥ト協会員の中小トラック運送事業者(以下「会員事業者」という。)であって、指定診断士が実施する本事業を利用した会員事業者とする。

２　 前項の指定診断士は、全ト協との契約がある者または鳥ト協が推薦し全ト協が認めた者とする。

(助成対象経費)

第３条 助成対象経費は、各年度の別途指定する期間に、会員事業者が負担したステップ１（経営診断）、ステップ２（経営改善支援）及びステップ３（運賃交渉支援）に係る指定診断士の報酬及び各役務提供に要した指定診断士の交通費・宿泊費等とする。

　　　　　ただし、指定診断士の報酬は、全ト協が契約した中小企業診断士等との料金を上限とする。

２　　前項の助成対象経費の消費税は助成の対象外とする。

(助成金の交付額)

第４条 助成金の交付額は、前３条の助成対象経費全額とする。

　　　　　 ただし、全ト協助成金が受けられる場合は、全ト協助成金を優先し残る助成金を交付金会計で交付する。

(ステップ１（経営診断）の申込み)

第５条　　会員事業者がステップ１（経営診断）を受診しようとするときは、適用の可否について鳥ト協の確認を得た上で、様式１の「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用申込書」を、別途指定する日までに鳥ト協に提出する。

　　　　　ただし、予算の範囲内とする。

(ステップ１（経営診断）申込み受付通知)

第６条　　全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式４の「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業申込受付通知書」により、会員事業者に通知する。

(ステップ１（経営診断）助成金交付請求)

第７条　　受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、ステップ１（経営診断）の受診完了後、様式５の「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金交付請求書」を、直ちに鳥ト協に提出しなければならない。

　　　２　　前項の診断請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営診断・助成金交付)

第８条　　鳥ト協は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。

２　　鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(ステップ２（経営改善支援）の申込み及び助成金交付請求)

第９条　　ステップ２（経営改善支援）は、一定期間内にステップ１（経営診断）を完了した会員事業者に限り、申込することができる。

２　　ステップ２（経営改善支援）の申込み及び助成金交付請求に係る手続きについては、第５条・第６条・第７条及び第８条の規定を準用する。

(ステップ３（運賃交渉支援）の申込み及び助成金交付請求)

第10条　　ステップ３（運賃交渉支援）は、一定期間内にステップ１（経営診断）及びステップ２（経営改善支援）を完了した会員事業者に限り、申込することができる。

２　　ステップ３（運賃交渉支援）の申込み及び助成金交付請求に係る手続きについては、第５条・第６条・第７条及び第８条の規定を準用する。

(申込み後の取下げ)

第11条　　第５条から第10条の規定に基づき本事業の申込みを行った後にこれを取下げようとするときは、会員事業者は、速やかに指定診断士にその旨を申告するとともに、様式７の「取下届出書」を鳥ト協に提出する。

（助成金の返還）

第12条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第13条　　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は鳥ト協が別に定める。

　　　　　　また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業助成金交付要綱および要領も適用する。

附　則

本要綱は平成２５年４月１日より改正する。

本要綱は平成２９年４月１日より改正する。

令和５年８月８日 一部改正（令和５年４月１日施行） 第11条

令和６年９月２５日 一部改正（令和６年４月１日施行）